

(局様式7) 協定内容の公表

社会貢献の森における国民参加の森林づくり活動の公表

下越森林管理署村上支署は、下記のとおり社会貢献の森における森林づくり活動の協定を更新したので公表します。

記

1 協定相手方の名称

団体名 さけの森林づくり推進協議会

2 「社会貢献の森」の概要

- (1) 位置 新潟県村上市大場沢字熊登山 409 の1 国有林 1035 い林小班外
- (2) 面積 33.49ha
- (3) 主な活動内容 森林整備・保全・環境教育を目的とした活動

3 協定項目

別添「協定書」(写) のとおり

4 その他

更新の理由 森林整備等の活動を継続して行うため。

令和7年4月1日

下越森林管理署村上支署長

担当：森林技術指導官

電話：0254-53-2151

社会貢献の森における森林整備活動に関する協定書

下越森林管理署村上支署長（以下「甲」という。）とさけの森林づくり推進協議会会長（以下「乙」という。）は、社会貢献の森における森林整備活動に関し、次の条項のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく社会貢献の森における森林整備等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

また、本協定における活動により持続可能な開発目標（SDGs）の「住み続けられるまちづくりを」（目標11）、「気候変動に具体的な対策を」（目標13）、「海の豊かさを守ろう」（目標14）、「陸の豊かさを守ろう」（目標15）に貢献するものとする。



（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

第2条 甲は、新潟県村上市大場沢字熊登山409の1国有林1035林班い小班外の33.49haを社会貢献の森として乙に活動させるものとする。

なお、社会貢献の森の名称は、「さけの森林」とする。

（全体活動計画書の提出）

第3条 乙は、活動の実施にあたっては、甲と調整したうえで別紙様式1により「全体活動計画」を作成し、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出する。

（年間活動計画書の提出）

第4条 乙は、毎年度の活動する内容については、甲と調整したうえで、別紙様式2により「年間活動計画」を作成し、前年度末までに提出する。

なお、協定更新の初年度にあつては、活動を実施する前までに甲に提出する。

また、年度途中において活動内容を著しく変更しようとする場合には、あらかじめ甲へ連絡し、調整を行うものとする。

(活動実績の報告)

第5条 乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲へ報告する。



(活動の実施)

第6条 乙は、別紙様式1及び様式2の計画に沿って活動を実施する。

2 甲、乙及び活動実施者は、適切に連絡を図りながら、活動の円滑な実施に努める。

3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各種の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施する。

(入林の際の連絡・調整)

第7条 乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（電子ファイルのメールによる送信を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。その際乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

(安全確保等の措置)

第8条 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置や、事故発生時の緊急体制の体制を確保し、事後措置等について万全を期すること。

2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全について、責任をもって確保する。

万一、活動参加者負傷した場合、補償等の責任の所在についてあらかじめ明確にしておくこととする。

(経費の負担)

第9条 活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。



(立木竹等の所有権等の権利)

第10条 乙は、協定締結期間中及び、協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生じた全ての権利を有しない。

(施設の設置等)

第 11 条 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等による簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとする。

施設の設置計画等については、あらかじめ甲に連絡し、調整を行う。

2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

(法令等の遵守)

第 12 条 乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守しなければならない。

(山火事防止等の措置)

第 13 条 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出のおそれる場合、火災等の災害や、その他の被害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

2 乙は活動参加者に対して、当該箇所やその周辺部への火災防止に留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡をしなければならない。

3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの後始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償しなければならない。

(活動の円滑な実施への協力)

第 15 条 甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び、説明並びに、活動計画の策定に当たっての助言等の協力をを行う。

(社会貢献の森の適切な管理)

第 16 条 甲は、社会貢献の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

(協定の破棄等)

第17条 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

- (1) 活動の対象となる国有林野において法令等に違反する行為があった場合
- (2) 協定に基づく森林づくり活動の実施の見込みがなくなった場合、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による「協定解消」に係る申請がない場合又は、申請内容が妥当と認められない場合
- (3) 社会貢献の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用、公共用又は、国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は、活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合には、別紙様式4により「協定解消の申請書」を甲に提出する。

甲は、乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消する。

(協定の有効期間)

第18条 この協定は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで効力を有するものとする。

2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

(その他必要と認められる事項)

第19条 この協定の実施に関し、疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。



上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月21日



(甲) 新潟県村上市緑町3丁目1番13号
林野庁関東森林管理局
下越森林管理署村上支署長

後藤 寿也



(乙) 新潟県村上市三之町1番1号
さけの森林づくり推進協議会
会長 村上市長

高橋 邦芳



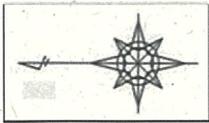
越
理
器
支
下
管

越
理
器
支
下
管

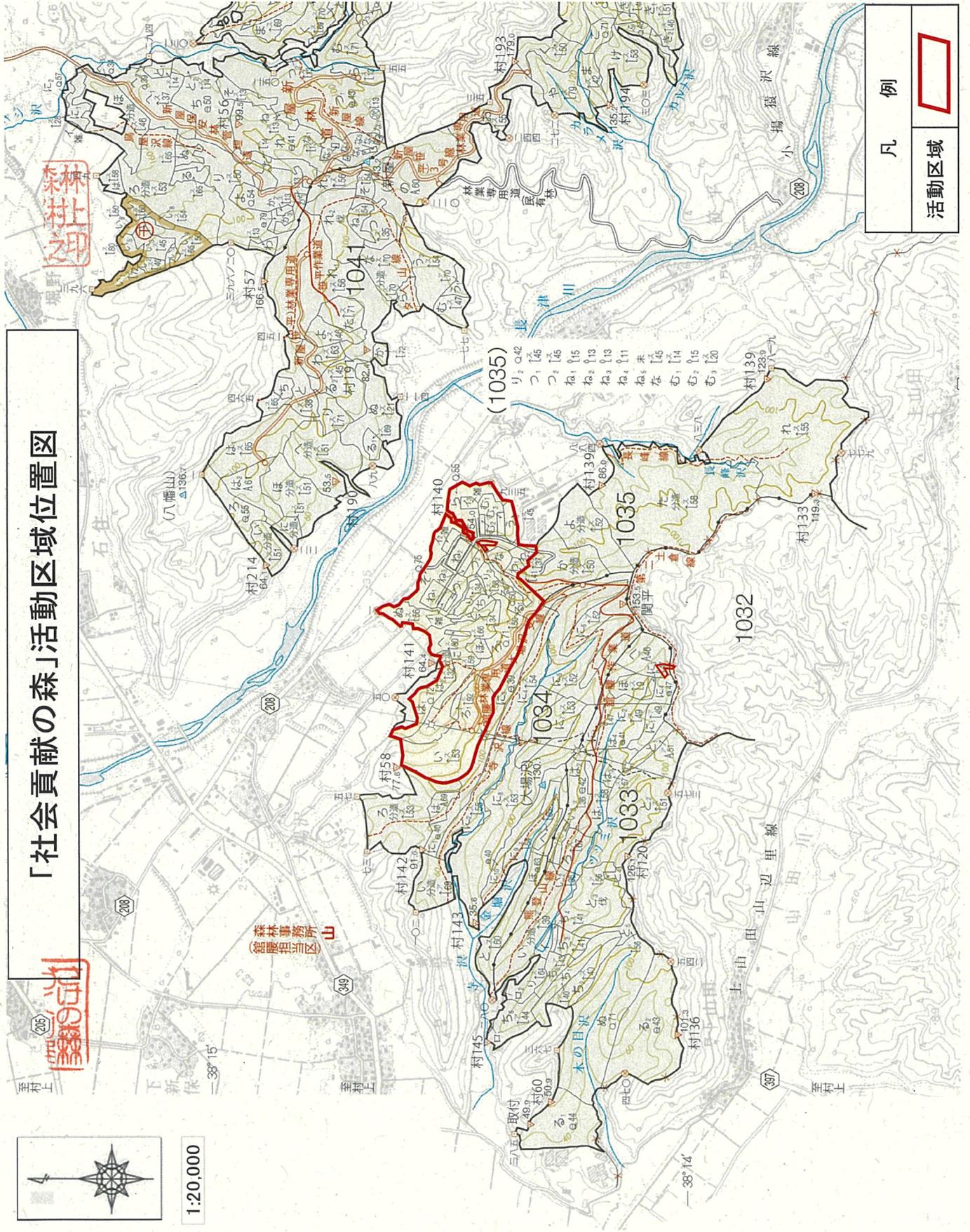
越
理
器
支
下
管

越
理
器
支
下
管

「社会貢献の森」活動区域位置図



1:20,000



森林事務所 山
(鎮座担当区)

38°14'

38°15'



(別紙様式1) 「〇〇〇〇の森」における全体活動計画書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住 所

氏 名

「〇〇〇〇の森」における全体活動計画書

1 「〇〇〇〇の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 〇年	2年次 〇年	3年次 〇年	4年次 〇年	5年次 〇年	合計
合 計						

(注) ・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。
・資材・道具置き場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙様式2) 「〇〇〇〇〇の森」における年間活動計画書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住 所

氏 名

年度「〇〇〇〇〇の森」における活動計画書

1 「〇〇〇〇〇の森」の名称・位置・面積

2 年度活動計画

活動の内容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植栽、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙様式3) 「〇〇〇〇〇の森」における年間活動実績報告書

年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住 所

氏 名

年度「〇〇〇〇〇の森」における活動実績報告書

1 「〇〇〇〇〇の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容(数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人等により区分してしてください。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告してください。

3 その他